

国内経済要録

◇総合的対外経済政策の推進

最近の国際収支動向等にかんがみ、政府は6月4日、次の8項目からなる総合的対外経済政策に関する基本方針をとりまとめた。

(1) 輸入自由化の促進

既定の計画に従って実施するが、9月末に40に減少する残存輸入制限品目についても、年内または年度内をめどにできるだけ自由化するための具体案を検討する。

(2) 特惠関税の早期実施

8月1日実施をめどに準備を進める。

(3) 関税引下げの推進

砂糖、ビール、紅茶、灯油等国民生活に密着した消費財物資については、わが国独自の立場から関税引下げを行なう。またこのほか、国際ラウンドの一環として、国際社会で関税引下げを積極的に働きかける。

(4) 資本自由化の促進

イ. 対内直接投資の自由化については、非自由化業種を10種以内にすることをめどに極力減らすとともに、自由化業種の中でも100%自由化業種を拡大する。

ロ. 対外投資については、個人の土地購入なども含め、原則として自由にする。

ハ. 日本輸出入銀行を通ずる外貨貸制度を実施するための措置を検討する。

ニ. バンク・ローンの拡大を図る。

(5) 非関税障壁の整理

輸入自動承認制等の非関税障壁を極力整理するため、それらの全部について洗い直しを行なう。

(6) 経済協力の推進

経済協力と輸出とのゆきを考え方直し、量的な拡大と同時に、とくに条件の緩和など質的な面にも留意する。

(7) 秩序ある輸出の確立

イ. 輸出秩序の確立については、各業種ごとに話し合いと検討を行ない、貿易会議までに結論を出す。

ロ. 輸出振興税制の廃止または停止を検討する。

ハ. 日本銀行による輸出優遇金融を再検討する。

ニ. 日本輸出入銀行の融資について、輸出金融から輸入・投資金融への重点移行を検討する。

ホ. 鉄鉱石や石油等重要資源の輸入代金前払促進のた

めの措置を検討する。

(8) 財政金融政策の機動的運営

景気情勢を注視しつつ、状況に応じ財政投融資計画の追加を行ない、社会資本の充実を図る。

◇財政投融資等の追加について

政府は6月29日、上記の総合的対外経済政策の一環として、政府保証債の弾力条項発動(609億円)を含む財政投融資等の追加措置を閣議了承した。本措置の趣旨につき大蔵省は、「民間の経済活動は引き続き鎮静した推移を示しており、この際すみやかに経済の安定成長路線への定着を図り、あわせて社会資本充実に資するため」と説明している。

対象事業ごとの追加事業規模は次のとおり。

	(うち本年度 支出分)	
住宅公団・公庫の事業	810億円	525億円
道路公団の事業	440	335
上水道事業	605	571
下水道事業	335	327
新国際空港公団の事業	50	50
鉄道建設公団の事業	70	70
電電公社の事業	300	300
計	2,610	2,178

◇本行輸出関係金利の引上げと輸出金融制度の一部改正

本行は、6月29日、輸出関係の基準割引歩合と外国為替資金貸付の貸付利子歩合を引き上げるとともに、本行における輸出前貸手形の取扱いをすべて手形貸付適格担保(従来は一定の要件を備える輸出前貸手形は本行の割引適格手形として取り扱ってきた)とすることを決定し、8月10日から実施することとした。

本行は、昨年5月、輸出関係金利全般にわたる引上げを行ない(45年4月号「要録」参照)、輸出金融に対する金利面の優遇度合いをかなりの程度是正したが、前記の政府の総合的対外経済政策推進の方針に従い、この際昨年の措置を一步進め、輸出金融全般について金利上の優遇をとりやめることが適当と判断し、今回の決定を行なったものである。

変更後の基準割引歩合および貸付利子歩合ならびに外国為替資金貸付の貸付利子歩合

(1) 基準割引歩合および貸付利子歩合

イ. 商業手形割引歩合ならびに国債または特に指定する債券を担保とする貸付利子歩合

年5.50%(据置き)

ロ. 期限付輸出手形割引歩合	(4) その他の手形の割引ならびに貸付
年 5.50% (変更前、年 5.00%)	年 7.50% (据置き)
ハ. 輸出前貸手形割引歩合	(5) 当座貸越
ニ. の貸付利子歩合に統合 (変更前、年 5.25%)	年 8.50% (据置き)
ニ. 輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合	(注) 輸出前貸手形の扱いについては、従来「輸出前貸手形のうち日本銀行再割引適格手形の割引および貸付」、「輸出前貸手形のうち日本銀行再割引適格手形以外の手形の割引および貸付」の2本建としていたものを、今回本行において輸出前貸手形の割引扱いを廃止したのに伴い、「輸出前貸手形のうち日本銀行貸付担保適格手形の割引および貸付」として一本化し、その金利を年6.25%とした。
年 5.50% (据置き)	
ホ. その他のものを担保とする貸付利子歩合	
年 5.75% (据置き)	
(2) 外国為替資金貸付の貸付利子歩合	
年 5.50% (変更前、年 5.00%)	
◇銀行貸出自主規制金利の最高限度についての変更	
全国銀行協会連合会では、本行輸出関係金利の変更等に伴い、6月30日、銀行貸出自主規制金利の最高限度について次のとおり変更し、8月10日以降の新規貸出分から適用することとした。	
変更後の銀行貸出自主規制金利の最高限度	
(1) 標準金利	
日本銀行再割引適格商業手形等信用度の高い手形の割引および貸付	信用状つき 7.5 % 7.75 %
年 5.75% (据置き)	(4か月もの) 7.625 7.875
(2) 期限付輸出手形のうち日本銀行再割引適格手形の割引および貸付	6月11日以降(4か月もののみ) 7.75 8.0
年 6.25% (変更前、年 5.75%)	12日〃 (3か月もの) 7.75 8.0
(3) 輸出前貸手形のうち日本銀行貸付担保適格手形の割引および貸付(注)	17日〃 (4か月もののみ) 7.875 8.125
年 6.25% (変更前、年 6.00% (本行再割適格))	21日〃 (3か月もの) 7.875 8.125
	(4か月もの) 8.0 8.25
	7月1日〃 (4か月もののみ) 7.875 8.125
	2日〃 (〃) 8.0 8.25